

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 策定の趣旨及び期間

性別にかかわらず、自らの意思によって、社会のあらゆる分野で個々の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、すべての人に共通する願いです。

しかしながら、性別による固定的役割分担とこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に依然として残り、男女共同参画社会の実現には、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスその他の人権を侵害する行為が顕在化するなど、数多くの課題が残っています。

和光市では、1991年度(平成3年度)に「和光市行動計画 - 女性の地域向上をめざして - 」を策定し、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議で「北京行動綱領」が採択されたことから、1998年度(平成10年度)に計画の見直しを行い、その後、2001年度(平成13年度)には、女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を目指して、「男女共同参画わこうプラン」を策定しました。

国においては、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけました。また、埼玉県においても、2000年(平成12年)には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、積極的な取り組みを展開しています。

和光市においても、これらの動きを受けて、2005年(平成17年)4月1日に「和光市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を実現するための基本的な考え方として、男女共同参画推進に関する基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者の責務を明らかにしました。

そして、このたび、この「和光市男女共同参画推進条例」に基づいて、男女共同参画施策を計画的かつ計画的に進めるために「男女共同参画わこうプラン」を見直し、2006年度(平成18年度)から2010年度(平成22年度)までの5か年計画として新たに「男女共同参画わこうプラン」を策定しました。

(2) 計画の基本理念

「男女共同参画わこうプラン」は、「和光市男女共同参画推進条例」に基づいて、次の6つの基本理念を掲げています。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないことその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

第2章 計画策定の背景

(1) 世界の動き

平成7年(1995年)到北京で開かれた「第4回世界女性会議」では、21世紀に向けて各国政府やNGO等が取り組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択され、女性の基本的人権の保障が人口・開発・平等等の地球規模の問題解決にもつながるという認識が確認されました。

第4回世界女性会議の5年後、平成12年(2000年)には国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開かれ、各国が北京宣言と行動綱領の実施状況を評価・検討するとともに、男女平等を実現するための更なる行動を明らかにした「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」を採択され、「政治宣言」では、会議に参加した各国が北京宣言及び行動綱領並びにナイロビ将来戦略を実施する決意を再確認しました。また、女子差別撤廃条約の批准や男女平等の推進に向けた男性の関与と共同責任を強調するとともに、NGO及び女性団体の役割と貢献も確認し、また、「成果文書」では、北京行動綱領に比べ、女性に対する暴力への対応を充実させること、開発や平和達成のために女性が政策・方針決定過程により積極的に参画すること、情報技術分野の教育や訓練等を通じて女性の雇用を向上させること等の点が強調されました。

同じくこの年、女子差別撤廃条約違反の差別で被害を受けた女性(個人または集団)が、国連の女子差別撤廃委員会にたいして通報できる制度を定めた「女子差別撤廃条約の選択議定書」が発効され、日本政府もこの批准を検討するとともに、平成15年(2003年)7月、女子差別撤廃委員会に国内の取り組みについて第4次及び第5次レポートの報告を行い、それに対する同委員会からの評価と指摘・勧告を受け、間接差別の禁止や民法改正、マイノリティ女性の問題等を検討しています。

その後、北京会議の10年後である平成17年(2005年)3月には、「第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」ハイレベル会合)」がニューヨークで開催され、「北京宣言および行動要領」、「女性2000年会議成果文書」の再確認とともに、「北京宣言および行動要領」の実施が2000年国連総会で採択されたミレニアム開発目標の達成にも重要である点を確認し、今後に向けた視点がさらに盛り込まれることとなりました。

(2) 国・県の動き

国においては、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、国連の国際社会における取り組みを踏まえながら、男女共同参画社会に向けた法整備を進めるとともに様々な取り組みを展開しています。

平成11年(1999年)6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、その前文で「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と謳い、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的、計画的に進めるための施策の基本となること等について定めています。

また、国はこの法律に基づいて平成12年(2000年)12月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画では、11の重点目標が掲げられ、平成22年(2010年)までを見通した、長期的な政策の

方向性と平成 17 年（2005 年）度末までに実施する具体的施策を定めています。

平成 13 年（2001 年）には中央省庁再編に伴って、内閣府内に「男女共同参画局」を設置しました。また「男女共同参画審議会」は内閣官房長官を議長とする「男女共同参画会議」となり、国の重要政策に関する会議の一つとして機能が強化されました。

そして、これらをもとに具体的な法整備も進められ、平成 11 年（1999 年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」として、育児休業に加えて介護休業も法制化し、また、平成 13 年（2001 年）には、これらの休業をとったことに対するの不利益取扱いの禁止も定められました。

この年は、同時に男女雇用機会均等法、労働基準法が大幅に改正され、それまで雇用における平等取扱いが努力義務にとどまっていたものが差別禁止規定になり、母性保護規定が強化された反面、女性保護規定は原則なくなりました。また、労働者派遣事業法も改正され、原則として職種を問わず派遣労働契約が可能となりました。

また、女性や児童に対する暴力や人権侵害等に対応するため、平成 11 年（1999 年）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、平成 12 年（2000 年）には、つきまとい等に対する「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が制定されました。

さらに、平成 13 年（2001 年）10 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が制定されました。この法律によって、これまで「家庭内のもめごと」等として見過ごされてきた家庭内での暴力に対し、通報義務や警察による被害防止措置等が明記され、保護命令制度、配偶者暴力相談支援センターの創設等、被害者の保護体制の強化が図られるようになりました。DV 防止法は、平成 16 年（2004 年）5 月に改正され、暴力の定義に「心身に有害な影響を及ぼす言動」という表現で精神的暴力を加え、今まで配偶者に限っていた保護の対象を子どもと離婚した元配偶者まで拡大し、また、市町村においても配偶者暴力相談支援センターが設置できるようになりました。平成 16 年には「人身取引対策行動計画」が策定され、被害者を保護の対象として位置づけ、きめ細やかな対応を行うこと等が定められています。

このほか、仕事と子育ての両立支援を図るため、平成 11 年（1999 年）12 月に「少子化対策推進基本方針」を閣議決定し、関係省庁により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）を策定しました。また、少子化に対する従来の取り組みをさらに進めるため、「男性を含めた働き方の見直し」を大きな柱の一つに掲げた取り組み方針に基づき、「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を平成 15 年（2003 年）7 月に公布しています。

また、男女共同参画会議では、平成 14 年 1 月に内閣総理大臣の指示を受け、「女性のチャレンジ支援策」について調査審議を行い、その結果を平成 15 年 4 月に内閣総理大臣及び関係大臣に対し「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」として取りまとめました。この意見では、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標数値である 30%を踏まえ、社会のあらゆる分野において、平成 32 年（2020 年）までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度にするための積極的な改善措置を政府に対し求めています。

埼玉県においても、世界や国の動きに呼応しながら、計画的に男女共同参画施策に取り組んできました。平成 12 年 3 月には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、苦情処理機関を設置しています。また、平成 14（2002 年）には、条例に基づく初めての計画として、平成 22 年（2010 年）までの「埼玉男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、これらに基づいて積極的な取り組みを展開しています。

(3) 和光市の動き

平成 13 年(2001 年)に「男女共同参画わこうプラン」を策定して以降、和光市においても、世界や国・県の動きに呼応しながら、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを進めてきました。

和光市における男女共同参画の推進や審議を行う組織としては、「和光市男女共同参画協議会」、「男女共同参画わこうプラン推進委員」、「和光市男女共同参画連絡庁内会議」、「みんなでわこう男女共同参画ネットワーク」の 4 つの組織が計画に位置づけられており、これら組織の連携のもとに計画が進められてきました。

市民で構成する「和光市男女共同参画協議会」は、平成 12 年に「和光市女性問題協議会」から名称変更し、男女共同参画に関する重要事項について調査・審議し、計画の総合的推進を進めてきました。

次に、市民で構成する「男女共同参画わこうプラン推進委員」は、平成 13 年に「和光市女性問題行動計画推進委員」から名称変更し、計画に基づく施策として、年 1 回発行している男女共同参画情報紙「おるご〜る」の企画・運営に携わり、また、毎月 1 回、市広報においても「男女共同参画わこうプラン推進委員だより」を掲載し、啓発活動を進めてきました。

また、庁内の各担当課等職員で構成する「和光市男女共同参画連絡庁内会議」は、平成 12 年に「和光市女性問題庁内連絡会議」から名称変更し、「和光市男女共同参画協議会」等と連携しながら、男女共同参画施策の推進や調整を図り、職員における男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

さらに、平成 15 年 2 月に設立された「みんなでわこう男女共同参画ネットワーク」は、市民団体及び市民で構成され、毎年 1 回開催する「和光市男女共同参画フォーラム」の企画・運営に携わり、相互の情報交流や啓発活動を進めてきました。

これら取り組みを進める中、平成 17 年 4 月 1 日には、「男女共同参画社会基本法」や「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づいて、男女共同参画社会の実現するための基本的な考え方を定めた「和光市男女共同参画推進条例」を施行し、「男女の人権尊重」、「性別による固定的な役割分担意識等の解消と多様な生き方の選択」、「政策や方針の立案・決定への男女共同参画」、「家庭生活と社会生活における活動への男女共同参画」、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「国際的協調」の 6 つの基本理念を掲げ、また、男女共同参画推進の担い手となる市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する基本的な施策等を定めました。

和光市においては、この「和光市男女共同参画推進条例」に基づいて、平成 13 年に策定された「男女共同参画わこうプラン」を施策の進捗状況や和光市男女共同参画市民意識調査結果等をもとに、見直すとともに、今後においては、「和光市男女共同参画推進条例」及び新たに見直した「男女共同参画わこうプラン」に基づいて、市民、事業者と連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に取り組むを進めます。

第3章 計画の体系

本計画は、平成17年4月1日に施行された「和光市男女共同参画推進条例」に基づいて、平成13年度（2001年度）に策定した「男女共同参画わこうプラン」の基本目標を継承しながら、社会情勢や新たな課題を鑑み、主要目標及び施策の基本方向について見直しを図りました。

基本目標1：男女平等を支える意識づくり

男女共同参画社会を実現するための根本的な考え方として、私たち一人ひとりが「男女平等」の意義を理解し、「社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）の存在に気づく視点」を持って、社会の中に残された性別による固定的な役割分担意識等を解消していく必要があります。そのため、「男女平等を支える意識づくり」を基本目標1とします。

基本目標2：男女が共にいきいき暮らせる環境づくり

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮することができるよう、家庭と職場の両立等を可能とするサービスを充実させ、多様な生き方が選択できる環境をつくる必要があります。また、男女が心身ともに健康であるために、生命の安全が脅かされない生活環境を確保していくことが求められます。そのため、「男女が共にいきいき暮らせる環境づくり」を基本目標2とします。

基本目標3：男女共同参画によるまちづくり

情報化や国際化によって急激に変化する社会において、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的に利益を受けて、共に責任を担うために、政策・意思決定の場への男女共同参画の促進や、身近な地域社会から国際社会にいたるまで、よりよい社会づくりに向けた積極的な男女共同参画が求められています。そのため、「男女共同参画によるまちづくり」を基本目標3とします。

基本理念	基本目標	主要目標	施策案		
<p>男女の人権の尊重</p> <p>性別による固定的な役割分担意識等の解消と多様な生き方の選択</p>	<p>1 男女平等を支える意識をつくる</p>	(1)男女の人権を尊重する意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> 男女の人権を尊重するための意識啓発と情報提供 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及 メディア・リテラシーの育成 		
		(2)性別による固定的役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の普及啓発 男女共同参画に関する学習機会の充実 男女の自立を支える生活能力の向上 		
		(3)男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭における男女平等教育の推進 学校における男女平等教育の推進 職場における男女平等教育の推進 地域における男女平等教育の推進 		
		(4)あらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> DV・セクハラ防止対策の推進 DV・セクハラ被害者への支援 相談体制の充実と関係機関の連携 		
	<p>政策や方針の立案・決定への男女共同参画</p> <p>家庭生活と社会生活における活動への男女共同参画</p>	<p>2 男女が共にいきいき暮らせる環境をつくる</p>	(1)子育てにおける男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援サービスの充実 地域における子育て支援の促進 	
			(2)働く場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 雇用機会の平等と公平な待遇の促進 介護・育児休業等の法律・制度の周知・取得の促進 女性の起業・再就職への支援 管理的立場への女性の参画促進 	
			(3)生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 心とからだの健康支援 性と生殖に関する健康支援 高齢期における健康支援 	
		<p>生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重</p> <p>国際的協調</p>	<p>3 男女共同参画によるまちづくりをすすめる</p>	(1)政策・方針決定の場への男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> 市審議会等への男女共同参画の促進 男女共同参画の推進にかかわる人材の育成
				(2)地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動等への男女の参加促進 安心・安全な地域づくりの推進 専門分野への女性の参画
				(3)国際社会「平等・開発・平和」への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地域における国際交流の推進 国際的課題への理解・協力活動の支援 在住外国人への支援
	(4)男女共同参画推進体制の整備			<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等とのパートナーシップによる計画の推進 庁内における男女共同参画推進体制の強化 男女共同参画にかかる現状の分析・計画の進行管理 男女共同参画を推進するための活動の場の整備 	

第4章 計画の内容



基本目標1 男女平等を支える意識をつくる

(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透

基本方針

一人ひとりが、かけがえのない大切な存在として尊ばれることが、より多くの人々の意識として浸透されるよう、さまざまな機会を活用した意識啓発や広報活動を進めます。

また、生涯にわたる性と生殖に関する健康を保つことの大切さやその権利を尊重する理念の普及、身の回りにあるメディアを読み解いていく力の育成に努めます。

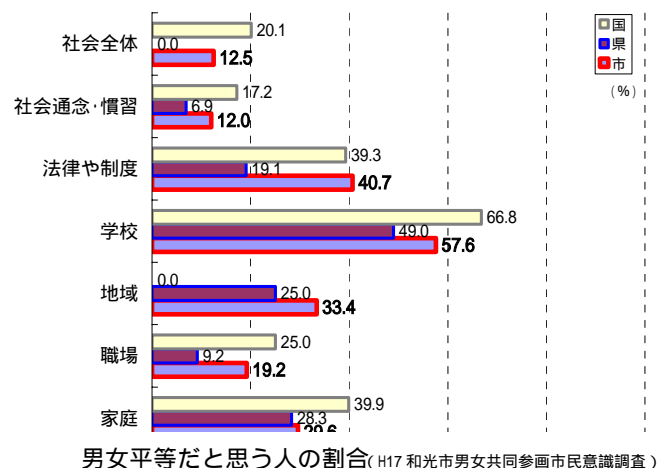
現状と課題

法律や制度などにおいては、男女に与えられる機会は平等になりつつありますが、人々の社会通念や慣習といった意識においては、さらなる取り組みが必要です。例えば、「子どもはまだ？」「ふたりめは？」「男の子の跡取りを」という何気ない周囲の一言で思い悩む女性も多いのが現状です。「いつ・何人の子どもを産むかどうか」ということは、女性自身の心やからだに及ぼす影響はもちろんのこと、人生においての重要な問題であり、本人の意思が尊重されなければならないということを広く知ってもらう必要があります。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントが、「犯罪である」という認識は十分ではなく、映画やテレビなどにおいてもありふれたシーンとして描かれていることがあります。他にも、ポスターなどで、内容と関係なく、人目を引くために水着の女性を掲載するなど、メディアにおいては個々の人権への配慮が欠けている場合があります。そのために、このようなメディアからの情報を無意識に受け入れるのではなく、受け入れる側である私たちが、正しく読み解いていく必要があります。

関連データ

平成17年度に実施した「和光市男女共同参画市民意識調査」では、「男女の地位は平等になっている」と回答した人が半数を超えたのは、「学校」だけでした。また、社会全体で「男女の地位が平等になっている」と回答した人は12.5%にとどまっています。つまり、多くの人が性別を理由とした不平等を感じていることがわかります。



指標

『男女の地位が平等になっていると回答した人の割合』

(和光市男女共同参画市民意識調査より把握)

12.5%(現状値) 30%(目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
男女の人権を尊重するための意識啓発と情報提供	男女の人権を尊重する意識啓発を進めるとともに、さまざまな機会を通じて情報提供を強化します。	男女の人権の尊重に関する講座・フォーラム等の開催	政策課 生涯学習課 各関係課等	拡充
		広報の活用と啓発資料の発行	政策課 市政情報課 生涯学習課 各公民館 図書館 各関係課等	拡充
		関連図書設置等による情報提供	政策課 市政情報課 学校教育課 図書館 各公民館 福祉総合会館	拡充
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及	女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利を尊重する意識啓発を進めるとともに、性別による差別や性の商品化を許さない意識啓発を進めます。	性と生殖に関する健康と権利に関する講座等の開催	政策課 保健センター	新規
		広報の活用と啓発資料の発行	政策課 社会福祉課 こども福祉課 保健センター 学校教育課	拡充
メディア・リテラシーの育成	性別による固定的な役割分担意識や差別、性の商品化など、女性を性的な対象として扱う表現、女性に対する暴力を助長するような表現をしないよう意識啓発を進めるとともに、刊行物発行マニュアルを作成し、教育機関と連携しながら、メディアを読み解く力の育成に取り組みます。	メディア・リテラシーの育成をめざした講座等の開催	政策課 生涯学習課 地域振興課 各公民館	新規
		ポスター掲示等による民間刊行物等への周知徹底	政策課 地域振興課	継続
		市刊行物における男女平等の視点の指導徹底	政策課 市政情報課	拡充
		刊行物マニュアルの作成	政策課	新規
		メディア・リテラシー教育における小・中学校・高等学校との連携	政策課 学校教育課	新規

用語解説

ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な関係にある人、またはあった人から振るわれる暴力のこと。

セクシュアル・ハラスメント

相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく言動を行うことによって、相手に不快感や不利益を与えること。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

リプロダクティブ・ヘルス/ライツのこと。中心的課題には、いつ子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安心して満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く審議されている。

メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に解釈し、自らの意思で情報を発信する能力のこと。



(2) 性別による固定的役割分担意識の解消

基本方針

性別によって男女の役割分担を固定化することは、一人ひとりが持っている多様な個性と能力を発揮する機会の妨げとなります。そのため、そのような意識の解消に向けた取り組みを長期的かつ継続的に進めます。

現状と課題

平成 17 年度の「和光市男女共同参画市民意識調査」では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に否定的な人は 55.6% と半数を超えました。また、「家庭内では妻と夫は対等に話し合うべき」「やさしい男の子やたくましい女の子がいてもいい」などの考え方に肯定的な意見も多く、固定的な男女の役割分担にとらわれない面が見られます。しかしながら、一方においては、「家族を養うのは男性の役割」と思っている人の割合は 7 割近くを占めているのも事実です。

夫婦間でどのような家庭を築くのか、男性、女性としてどのような生き方をするのかは、一人ひとりの価値観として尊重されることであり、本計画でもそのような個人の多様な生き方を尊重しています。一人ひとりの価値観を尊重するためには、社会の規範（伝統や慣習など）として固定的に「女性の役割」「男性の役割」を決め付ける意識を解消していく必要があります。そのために、男女共同参画の視点から社会制度や慣習を見直すきっかけとなるような情報や学習機会の提供などが必要です。

関連データ

「夫婦ともに職業をもつのが望ましい」と考える人が 55.6% である一方、「結婚したら、家族を養うのが男性の責任である」と考える人が 7 割を占めています。

結婚したら、家族を養うのが男性の責任である

問 20 考えに近いもの A 夫婦ともに職業を持つ - B 男性は仕事、女性は家庭

Aに近い	どちらかというともうAに近い	どちらかというともうBに近い	Bに近い	無回答	サンプル数
20.8	34.8	29.6	9.5	5.3	818

そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答	サンプル数
27.4	41.9	11.0	14.3	5.4	818

資料：和光市男女共同参画市民意識調査（平成 17 年度）

指標

『「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に同感しない市民の割合』

（和光市男女共同参画市民意識調査より把握）

55.6% (現状値) 70% (目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の普及啓発	<u>広報や啓発資料を通じて、男女がともに性別による固定的な役割分担意識にとらわれないことのないよう、意識啓発を進めます。</u>	広報の活用と啓発資料の発行	政策課 市政情報課 図書館 生涯学習課 各公民館 こども福祉課 保健センター	拡充
		講座やポスター等による家庭生活に関する法律や制度の情報提供	政策課 地域振興課	拡充
男女共同参画に関する学習機会の充実	さまざまな場面において男女共同参画の視点を取り入れた学習機会を設定します。	男女共同参画に関する講演会、講座の開催	生涯学習課 地域振興課 各公民館 保健センター	拡充
<u>男女の自立を支える生活能力の向上</u>	<u>日常生活に必要な生活能力を高めるための支援を行います。</u>	<u>家事・育児等に関する講座の開催</u>	<u>生涯学習課 各公民館 地域振興課 こども福祉課 保健センター</u>	拡充
		<u>男性の育児参加への意識を高める講座等の開催</u>	<u>こども福祉課 保健センター</u>	継続



(3) 男女平等教育の推進

基本方針

おとなも子どもも、性別にとらわれずに広い視野をもちながら、社会のあらゆる分野で個々の個性と能力を十分に発揮できるよう、新しい価値観に触れる学習機会を家庭、学校、職場、地域などさまざまな場面で推進します。

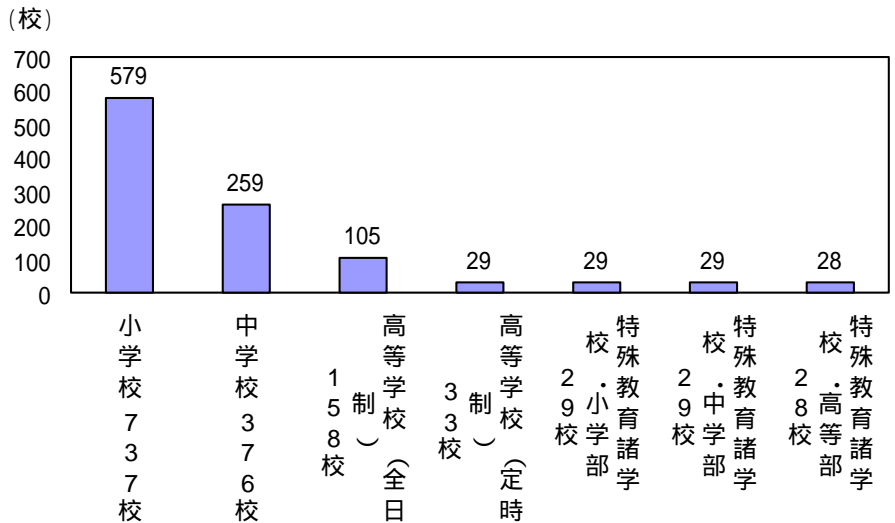
現状と課題

子どもは、成長する過程において、保護者、保育士、教員など、指導的な立場にあるおとなと接しながら多様な価値観を習得します。そのため、家庭や学校などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれていないか、「気づき」を促すための機会をつくっていく必要があります。子どもが、おとなになってからも、性別にとらわれずに個性と能力を十分に発揮できるよう、職場や地域などあらゆる場においても視野を広げて、学ぶ機会を充実させていくことが重要です。

関連データ

- 和光市男女混合名簿の使用状況 (H17年7月)
小学校 8 校、中学校 2 校で実施
《内容》出席簿、児童名簿等
 - 和光市男女混合呼名の実施状況 (H17年7月)
小学校 8 校、中学校 3 校で実施
《内容》卒業式、入学式等
- 【和光市内学校数 / 小学校 8 校、中学校 3 校】

出席簿の男女混合名簿の使用状況(平成16年)



資料：県教育局人権教育課・特別支援教育課

指標

『「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に同感しない子どもの割合』

（和光市男女共同参画市民意識調査より把握）

70%(目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
家庭における男女平等教育の推進	保護者の男女平等意識を高めるための講座等を実施します。	家庭教育を担う保護者を対象とした講座等による情報及び学習機会の提供	生涯学習課 こども福祉課 保健センター 各公民館	継続
		男女平等の視点に基づいた本の提供	図書館 各公民館 こども福祉課 政策課	継続
学校における男女平等教育の推進	男女がともに個々の個性と能力が発揮できるよう男女平等教育を推進します。また、無意識のうちに性別にとらわれた指導等が行われないうち、指導者の意識向上を図ります。	日常の指導における男女平等の視点に基づいた教育の推進	学校教育課 各保育園	拡充
		男女共同参画に関するチラシの配布やポスター掲示等による保育園や幼稚園への男女平等教育の普及	教育総務課 こども福祉課	継続
		教育現場に応じた混合名簿の推進	学校教育課 各保育園	継続
		男女平等の視点に基づいた図書の選定	学校教育課 こども福祉課 各保育園	継続
		児童、生徒の発達に応じた性教育の推進	学校教育課	継続
		PTA、保護者会等への男女平等意識の啓発	政策課 学校教育課	新規
		男女平等に関する学習内容や指導方法を充実させるための研究の推進	学校教育課 各保育園	拡充
		教員、保育士等への男女平等研修の実施	政策課 学校教育課 こども福祉課 各保育園	継続
職場における男女平等教育の推進	職場において、女性が十分に能力を発揮できるよう、女性が活躍する場を広げるために意識啓発を進めます。	講座、ポスター等による就業における性別による固定的な役割分担意識解消の啓発	地域振興課	継続
		講座、ポスター等による女性の就業分野の拡大・管理職登用等の促進の啓発	地域振興課	継続
地域における男女平等教育の推進	男女平等に関する学習機会を提供します。また、子どもを対象とした学習機会の拡充も検討します。	地域及び生活課題に関する男女共同参画講座の開催	政策課 地域振興課 生涯学習課 各公民館	拡充



(4) あらゆる暴力の根絶

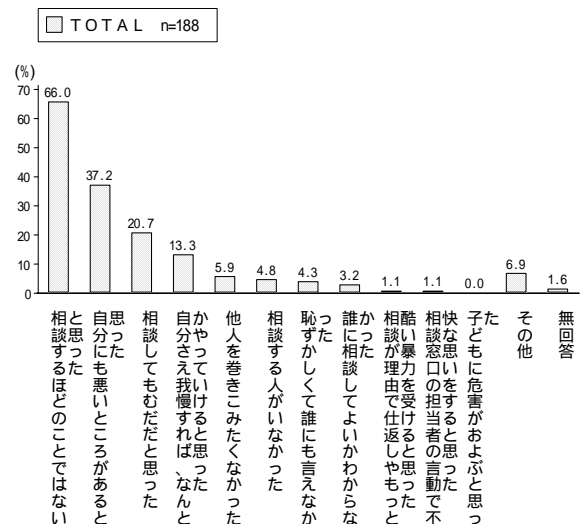
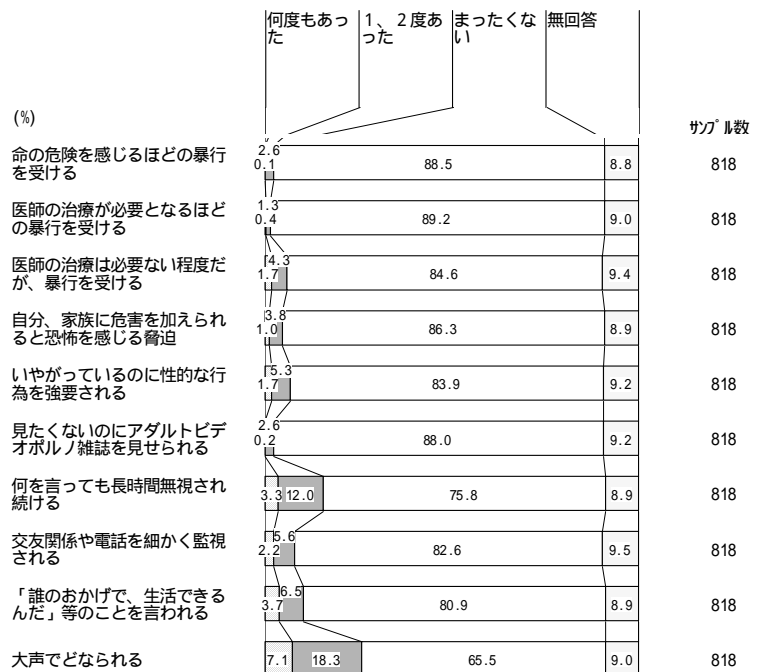
基本方針

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの行為は、人権を侵害する行為であり、許されるものではありません。被害者が必要なときに必要な支援が受けられるよう、相談体制の整備や支援体制の強化に取り組みます。

現状と課題・関連データ

平成 17 年度「和光市男女共同参画市民意識調査」によると、ドメスティック・バイオレンスにあたる事項のうち、「身体的暴行」で 13.3%、「精神的暴行」で 15.7%、「性的暴行」で 28.6%の人が、それらの行為を暴力だと認識していません。また、回答者のうち、ドメスティック・バイオレンスを受けた経験のある人が 291 人（35.6%）にもものぼります。またそれらのうち、その行為を子どもが見ていた人が 37.1%います。

暴力を受けても、相談ができなかった、もしくは相談しようとは思わなかった人は 70.1%であり、たとえ相談したとしても、その相談相手は「友人・知人」「家族・親せき」が多く、「市役所の相談窓口」「民間・県・国等の電話相談」などの公的機関はほとんど利用されていません。女性相談及び男女共同参画苦情等処理の窓口の周知徹底が重要なとともに、必要な時に相談できる体制づくりが求められています。



資料：和光市男女共同参画市民意識調査（平成 17 年度）

指標

『和光市女性相談を知っている人の割合』

(和光市男女共同市民意識調査より把握)

70%(目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
DV・セクハラ防止 対策の推進	<u>ドメスティック・バイオレンス</u> やセクシュアル・ハラスメントをなくす環境づくりを推進します。	講座・講演会・ポスター等による市内事業所への意識啓発	政策課 地域振興課 生涯学習課	継続
		男女共同参画苦情処理相談の窓口の周知	政策課	新規
		<u>暴力から身を守るための知識・技術の習得支援</u>	政策課 生涯学習課 各公民館	新規
DV・セクハラ被害 者への支援	相談窓口を充実させるとともに、被害者相談への対応を強化し、総合的な支援に取り組めます。また、市が実施できる加害者の暴力克服プログラムについて検討します。	ポスター、チラシ等を活用した被害相談に関する情報提供	政策課 社会福祉課 こども福祉課 地域振興課 生涯学習課 学校教育課 保健センター	拡充
		女性相談の周知と充実	政策課 地域振興課	拡充
		講座、ポスター等による加害者の暴力克服プログラムの検討	政策課 社会福祉課 こども福祉課 地域振興課 生涯学習課 学校教育課 保健センター	新規
相談体制の充実と 関係機関の連携	女性に対する暴力の根絶に取り組むとともに、女性の人権を擁護する観点から、総合的に <u>関係各課等・関係機関との連携を図ります。</u>	警察・病院・学校・ <u>和光市児童虐待ネットワーク</u> 等との連携体制の整備	政策課 社会福祉課 こども福祉課 地域振興課 学校教育課 保健センター	新規
		女性相談担当者会議の開催による <u>情報の共有化</u>	政策課 社会福祉課 こども福祉課 地域振興課 学校教育課 保健センター	新規

基本目標 2 男女が共にいきいきと暮らせる環境をつくる



(1) 子育てにおける男女共同参画の推進

基本方針

次世代を担う子どもたちがすこやかに育つために、和光市次世代育成支援行動計画との連携を深めます。また、子育て中の家庭を社会及び地域で支え合う仕組みづくりを進め、子育ての楽しさを、男女がともに享受することができるよう、男性の子育て参画を促進します。

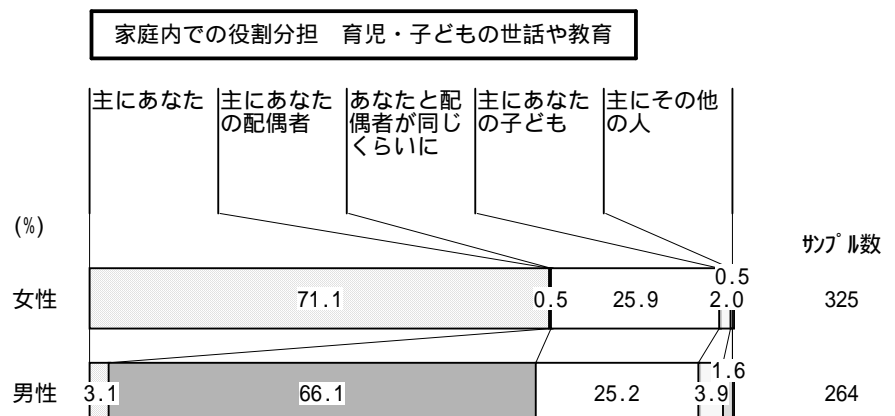
現状と課題

和光市では、子育て世代が多く、専業主婦・核家族で孤立しがちな状況の中で子育てをしている女性が多いことが予想されることから、多様な子育て支援ニーズに対応するとともに、地域におけるネットワークや異世代との交流の機会を提供することが重要です。

また、子育てを通じて得られる喜びや楽しさは、男性にとっても得がたい経験であり、男女がともに子育てに携わることができるような働きかけを進めます。

関連データ

平成 17 年度に実施した「和光市男女共同参画市民意識調査」では育児・子どもの世話や教育の役割を担っているのは女性であることがわかります。



資料：和光市男女共同参画市民意識調査（平成 17 年度）

指標

『夫婦で子育てをしている割合』

(和光市男女共同市民意識調査より把握)

25.4%(現状値) **50%(目標値)**

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
子育て支援サービスの充実	さまざまな子育て支援ニーズに応じたサービスを展開します。乳幼児期にとどまらず児童、生徒の放課後の健全育成に努めます。また、ひとり親家庭支援、児童虐待や「子育て不安」に対応する相談事業の充実を進めます。	多様な保育ニーズへの対応 ・延長保育 ・休日保育 ・夜間保育 ・病後児保育 ・緊急一時保育 ・ 待機児童対策 等	こども福祉課 各保育園	拡充
		保育施設・児童センター、学童保育クラブの充実	こども福祉課 各保育園	継続
		子育て支援センター等による育児負担軽減のための相談体制の充実	こども福祉課 保健センター	拡充
		子育てに関する相談窓口の充実や関係機関の連携による子どもへの虐待を未然に防ぐための取組	こども福祉課 各保育園 学校教育課 保健センター	拡充
		バリアフリー・防犯等を考慮した公共施設等の整備(男性用トイレ内へのベビーキープ・ベッドの設置の検討等含む)	都市整備課 道路安全課 総務課 教育総務課 社会福祉課 こども福祉課 各保育園 各公民館	継続
地域における子育て支援の促進	地域で子育てを支え合う仕組みや、子育てをしている保護者のネットワークづくりを支援します。	ファミリー・サポート・センターの充実	こども福祉課	継続
		乳幼児とのふれあい体験の実施	こども福祉課	継続
		子育てサークルの育成など子育てグループへの支援	こども福祉課 地域振興課	継続
		つどいの広場や子育てサロンの開催などを通じた地域の子育てネットワークへの支援	こども福祉課 地域振興課	継続
		(仮)子ども総合施設の整備	こども福祉課	新規

用語解説

バリアフリー

社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。

つどいの広場

子育て中の親が気軽に集い、語り合うことで精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供するための場のこと。

子育てサロン

育児不安を抱える親子が自由に交流できる場のこと。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と育児の援助を提供できる人が会員になって、地域に密着した助け合いのシステムのこと。



(2) 働く場における男女共同参画の推進

基本方針

結婚、妊娠、出産、育児等で離職した女性の再就職等への支援を図ります。また、事業主に対しては改正雇用機会均等法や育児・介護休業法の周知を図り、男女ともに家庭と仕事を両立させ、安心して働ける職場づくりを促進します。

また、管理的な立場への女性の起用を参画促進するため、計画的な育成や意識の向上に努めます。

現状と課題

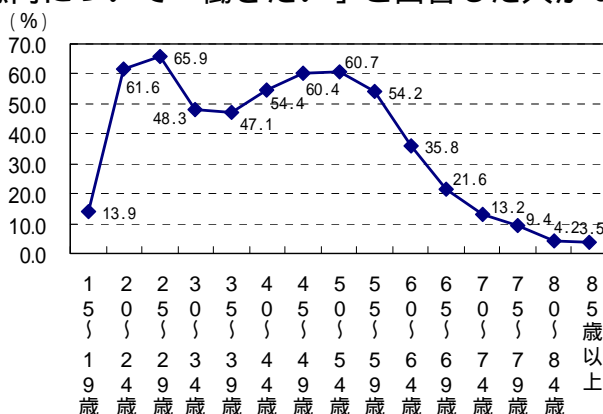
平成 17 年度に実施した「和光市男女共同参画市民意識調査」では、女性が働き続けるのに必要なこととして、「保育サービスを充実する」「育児等のため退職した人の再雇用制度を導入する」「代替要員確保等育児・介護休業を取得できる環境を作る」等が多くあがっています。

同様に、自分自身が働く職場であてはまることについては、「お茶くみや雑用は主に女性がする」「男性は育児・介護休業を取得できない、または取得しにくい」「女性は昇進・昇格が遅い、または望めない」「男女間で賃金・手当に差がある」など、働く場におけるさまざまな問題が明らかとなっています。

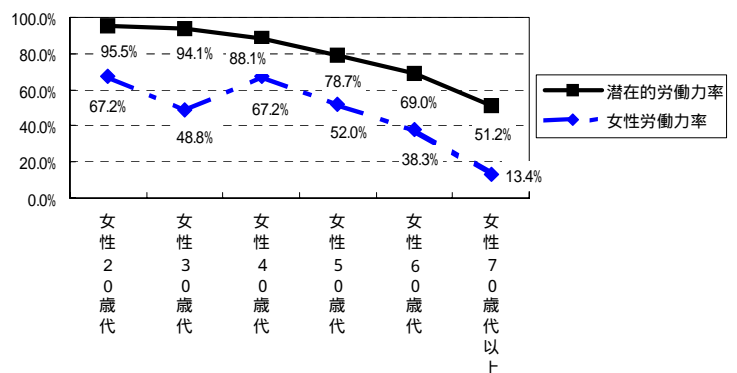
そのため、今後も事業者と連携しながら、男女共同参画を推進する労働環境の整備を進めるため、必要な情報提供や意識啓発を進めます。

関連データ

和光市の女性の就業率をみると、30 歳代で低下し、その後上昇する「M字型」曲線を描いています。一方、平成 17 年度に実施した「和光市男女共同参画市民意識調査」では、今後の就労意向について「働きたい」と回答した人が 94.1%となっています。



資料：国勢調査（平成 12 年）



資料：和光市男女共同参画市民意識調査（平成 17 年度）

指標

『男性が育児休暇をとることに理解を示す人の割合』

(和光市男女共同参画市民意識調査より把握)

男性 44.3%、女性 60.4%(現状値) **70%(目標値)**

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
雇用機会の平等と 公平な待遇の実現	男女共同参画の視点による 職場環境づくりを促進し、性 別による不平等な慣行等の 見直しを働きかけ、公平な待 遇の実現を図ります。	ポスター・チラシ・講座等による採用や労働賃金等における男女格差の是正の啓発	地域振興課	継続
		ポスター・チラシ・講座等による労働条件等の改善の啓発	地域振興課	継続
		ポスター・チラシ・講座等によるセクシュアル・ハラスメントの正しい理解と防止策の促進	政策課 職員課	継続
		ポスター・チラシ・講座等による積極的改善措置の普及啓発	政策課 地域振興課	新規
		家族農業経営協定の普及推進	地域振興課	新規
		ポスター・チラシ・講座等によるワークシェアリング制度の普及啓発	政策課 地域振興課	新規
育児・介護休業等 の法律・制度の周 知・取得の促進	男性の育児・介護休暇の取得の促進にむけ、企業への働きかけを行うとともに、再雇用制度の導入を促し、家庭と仕事の両立を進めます。	育児休業制度の周知や再雇用制度等の普及	政策課 職員課 地域振興課	新規
		パパネットの構築による男性の育児休業取得の促進	こども福祉課	新規
女性の起業・再就 職への支援	就労に関する情報や相談を充実させ、女性が自分らしく能力を十分に発揮できるよう、起業や再就職の支援を進めるとともに多様な働き方を支援します。	ポスター・チラシ・市 HP・講演会等による就労に関する情報提供と意識啓発	地域振興課	継続
		就労に関する相談体制の充実	地域振興課	継続
		職業能力開発講座や相談等による情報提供の充実	地域振興課	継続
		ポスター・チラシ・市 HP 等による労働条件向上のための情報を提供するなどの多様な働き方への支援	地域振興課	新規
		企業等への女性を雇用しやすい環境づくりにむけた支援	政策課 地域振興課	新規
管理的立場への女 性の参画促進	管理的立場に積極的に女性が参画できるよう、企業への啓発を進めます。	相談・情報提供・表彰等による女性のチャレンジ支援	政策課 地域振興課	新規
		ポスター・チラシ・市 HP・講演会等による企業への啓発	政策課 地域振興課	継続

用語解説

積極的改善措置

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

ワークシェアリング制度

個々人の労働時間を短縮したり、仕事を分け合うことによって雇用を維持・拡大する制度のこと。



(3)生涯を通じた健康支援

基本方針

男女がともに自立した生活を送り、一人ひとりが社会のあらゆる分野へ参画していくためには、心とからだの健康の保持が欠かせません。

生涯を通じた健康づくりを進めるため、各ライフステージに応じた健康支援や相談、各種健（検）診の充実を図ります。

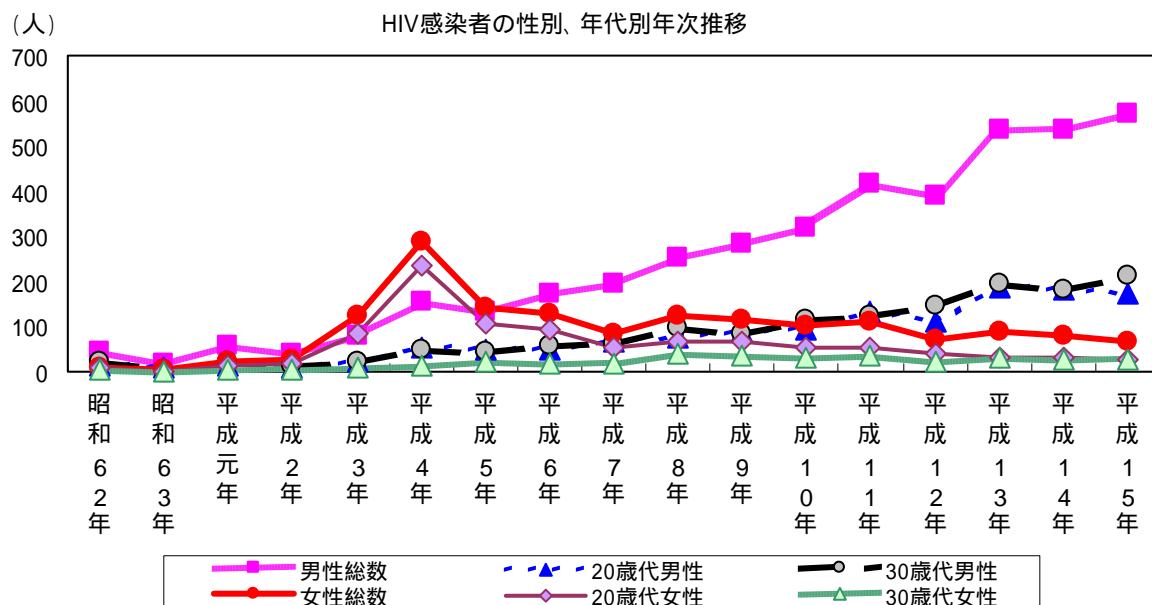
現状と課題

和光市では、健康診査を30歳以上の市民を対象として実施しています。女性の就業率の低い和光市では健診の受診率も低いことが考えられることから、健診の受診を促す取り組みが必要です。

また、近年においては、生活習慣病や性感染症、薬物乱用、心の健康に関する問題が増加していることから、すべての人の生涯を通じた健康づくりへの関心が高まっています。また、性感染症やエイズに関する正しい知識の普及や、思春期の性に関する相談ができる体制を整備することも重要です。

関連データ

新規に HIV への感染が報告された人数は、男性を中心に毎年増加しつづけています。感染を拡大しないために、予防に関する正しい知識の普及が早急に必要です。



資料：平成17年男女共同参画白書（内閣府）

指標

『性感染症の予防法について知っている人の割合』

(和光市男女共同参画市民意識調査による把握)

75%(目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
心とからだの健康支援	<u>心身ともに健康であるために、年齢・性別による身体的な問題に対し、受診率の向上や保健・医療機関との連携のもと、対策・支援を進めます。また、健康等に関する相談の充実に努めます。</u>	受診しやすい工夫を検討するなど、各種健(検)診の充実	保健センター 保険医療課	継続
		健診・相談等による生活習慣病予防への対応	保健センター	継続
		相談等による精神保健福祉の充実	保健センター 社会福祉課 保険医療課	継続
		心身ともに健康に過ごすための <u>市民向け出前講座</u> の開催	生涯学習課 保健センター	継続
		男女ともに参加しやすい工夫をするなど健康増進及びスポーツ、レクリエーション活動の充実	生涯学習課 保健センター	継続
		ポスター・パンフレットによる薬物乱用防止策の啓発強化	社会福祉課 保健センター	継続
性と生殖に関する健康支援	<u>性に関する相談や性教育、性感染症等への対策など性と生殖に関わるさまざまな健康支援を行い、HIV/エイズや性感染症についての正しい知識の普及を図り、二次感染の防止に努めます。また、妊娠や出産など、女性の生涯にわたる特有の健康に配慮し、女性が安心して安全に子どもを産むことができるよう支援を行うとともに、更年期・骨そしょう症等、生涯を通じた支援を進めます。</u>	<u>女性相談体制の充実</u>	政策課 社会福祉課 こども福祉課 地域振興課 学校教育課 保健センター	新規
		広報紙による性感染症についての情報提供	保健センター 市政情報課	新規
		思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実	学校教育課 保健センター	継続
		電話相談・保健指導などエイズ・性感染症への対応	保健センター 政策課 地域振興課	継続
		講座等による女性の健康教育の充実	保健センター	継続
		乳幼児健診、妊産婦・新生児訪問など母子に関わる保健福祉の充実	保健センター	継続
		女性がん検診の充実と受診体制の整備	保健センター	継続
		更年期・骨そしょう症対策を含めた保健指導の充実	保健センター	継続
		講座や相談等による高齢期における健康づくりの普及	長寿あんしん課 社会福祉課 保健センター	継続
高齢期における健康支援	高齢期にある男女が健康に暮らしていくための健康支援を進めるとともに、高齢者の孤立化を防ぐために地域におけるネットワークづくりを進めます。	<u>長寿あんしんプランや地域福祉計画との連携</u>	長寿あんしん課 生涯学習課 地域振興課 政策課	新規

基本目標 3 男女共同参画によるまちづくりをすすめる



(1) 政策・方針決定の場への男女共同参画

基本方針

性別にかかわらず、一人ひとりが自らの意思で選択し、責任をもって自己実現できる社会を目指すためには、政策・方針決定の際に、男女双方の意見が反映されることが必要です。市の政策や方針を決定する会議における参加者の偏りを改めます。

また、参画する能力をもった人材の育成につとめます。

現状と課題

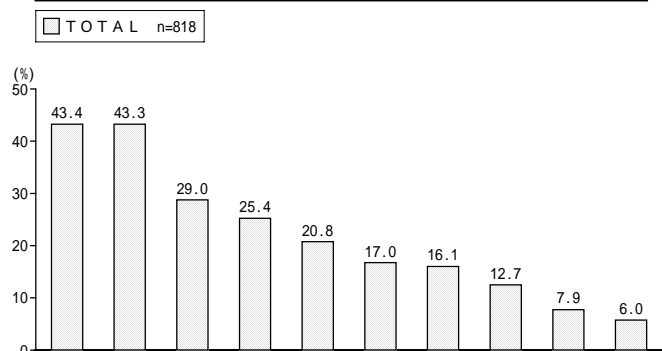
和光市の審議会等における女性委員の割合は、平成 17 年度には 42.3% となっており、全国の自治体と比較して高い割合となっていますが、女性委員が 0 人の会も あります。また、一方では、自治会長、行政職員などの政策・方針決定の場では依然として女性が少ない状況にあります。そのため、今後も引き続き、男女の均衡を図るための取り組みを進めていく必要があります。

平成 17 年度に実施した「和光市男女共同参画市民意識調査」では、男女の不平等を解消するために効果的な積極的改善措置として、「不足する人材を育成するための研修を行う」、「審議会委員などの登用割合の目標数値を設定し、達成に向けて努力する」等が多くあげられており、実行性のある取り組みが期待されています。

関連データ

自治会等の役職、議員、行政職員における女性の割合が低い理由としては、「男性がなる方が良いと思っている人が多い」「女性の登用に対する認識や理解が足りない」「女性自身が役職に対する関心がない」となっています。

自治会等の役職、議員、行政職員における女性の割合が低い理由（3つまで回答）



F1 性別	n	5	3	6	1	8	2	4	7	9	10
		男性がなる方が良いと思っている人が多い	女性が足りない	女性自身が役職に対する関心がない	女性自身が役職に対する関心がない	女性が足りない	女性自身が役職に対する関心がない	女性自身が役職に対する関心がない	女性自身が役職に対する関心がない	その他	無回答
0 TOTAL	818	43.4	43.3	29.0	25.4	20.8	17.0	16.1	12.7	7.9	6.0
1 女性	455	46.4	40.2	28.4	28.1	23.1	15.4	17.4	13.0	8.1	5.7
2 男性	350	39.7	46.9	30.9	21.7	18.3	18.6	15.1	12.3	7.7	6.0

資料：和光市男女共同参画市民意識調査（平成 17 年度）

指標

『審議会等における女性委員の割合』

42.3%(現状値) 50%(目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
審議会等への男女共同参画の促進	政策方針・決定の場における男女の均衡を図ります。	審議会等における委員の男女比率の均衡	政策課 市民まちづくり推進課 各関係課等	拡充
男女共同参画の推進に関する人材育成	専門的知識・技術を持つ女性や社会に積極的に参画している女性を発掘し、市政に関わるさまざまな場で活用できる体制を整備します。	講座等における女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	政策課 生涯学習課	新規
		登録制による女性人材の把握と活用	政策課 職員課 生涯学習課 地域振興課 各公民館	新規
		政治や経済等への関心を高める講座の実施及び情報提供	政策課 生涯学習課 各公民館	新規



(2) 地域における男女共同参画の推進

基本方針

まちづくりに、男女双方の視点が反映されるよう、男女問わず、誰もが地域に参加・参画できるための取り組みを進めます。

また、科学技術分野をはじめとする専門分野への女性の参画を促進し、和光市らしさを活かした先進的な取り組みの方策を検討します。

現状と課題

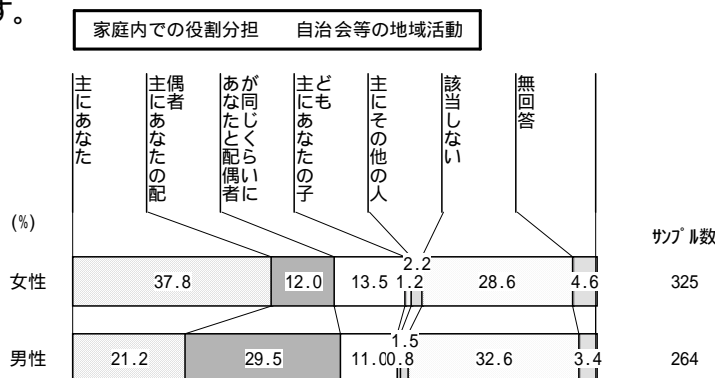
平成 17 年度に実施した「和光市男女共同参画市民意識調査」では、女性が今まで参加した地域活動として「自治会や町内会、商店街等の地域活動」「保育園・幼稚園等の保護者会、PTA 活動」が多くなっていますが、これらの活動への男性の参加率は女性に比べると低くなっています。一方で、防災や災害復興時の体制においては、女性の参画が進んでおらず、支援メニューと被災者ニーズとの不一致が懸念されます。地域で暮らすさまざまな人財をまちづくりに生かすことが重要です。

また、科学技術などの専門分野において、女性の参画が遅れていることが全国的に課題とされていますが、和光市には地域に科学技術に関する国の機関や先進的研究機関が立地しています。これら地域の機関との連携を深め、全国に先駆けた取り組みを進めることが期待されます。

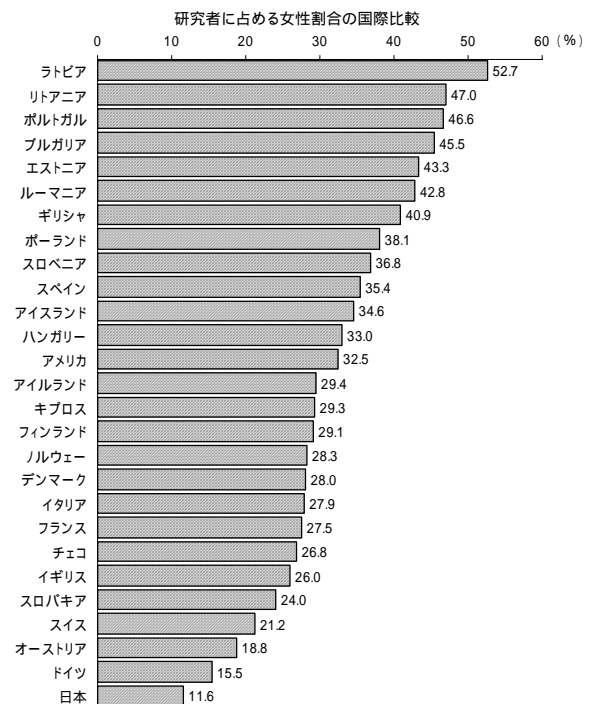
関連データ

平成 17 年「和光市男女共同参画市民意識調査」によると、家庭内における自治会等の地域活動の役割分担では、「女性が担っている」と回答している割合が高く、それに比べ「男性が担っている」と回答している割合は低いことがわかります。

研究者に占める女性割合の国際比較をみると、各国に比べて日本では圧倒的に女性の割合が低いことがわかります。



資料：和光市男女共同参画市民意識調査（平成 17 年度）



資料：平成 17 年度男女共同参画白書（内閣府）

指標

『地域活動に参加する男性の割合』

(和光市男女共同参画市民意識調査による把握)

50.6%(現状値) 60%(目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
地域活動等への男女の参画促進	地域活動における指導的な立場への女性の参画を促進するとともに、男性の地域活動への積極的な参画を推進し、地域の活性化に取り組みます。また、地域における市民の主体的な活動の場における男女共同参画を促進します。	自治会長等における男女の均衡を図るための普及啓発	地域振興課	新規
		地域社会における男性中心の慣行、風習、慣習の見直し	地域振興課	継続
		コミュニティ活動への男性の参画支援	地域振興課 環境課	継続
		市民活動団体・NPOの育成	政策課 地域振興課	継続
		講座等による生涯学習の推進	生涯学習課 各公民館 各関係課等	継続
安心・安全な地域づくりの推進	男女共同参画の視点に基づいた防災・災害復興対策を確立するとともに、子どもや女性が安心して暮らすことの出来る防犯体制の整備を進めます。	男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の確立	くらし安全課	新規
		地域における防犯体制の整備 ・防犯パトロール ・緊急通報ネットワークの構築 ・ <u>道路照明灯</u> の設置基準づくり等	こども福祉課 くらし安全課 道路安全課 <u>各関係課等</u>	新規
専門分野への女性の参画	理化学研究所・ <u>国立保健医療科学院</u> 等の機関と協働して、科学分野における女性の参画を推進します。	学生を対象とした科学講座の開催	政策課 生涯学習課 環境課	拡充



(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献

基本方針

和光市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、女性差別撤廃条約推進等の国連における取り組みに協調するものです。国際社会とともに「平等・開発・平和」を合言葉に、男女共同参画社会の実現をめざします。また、市民の国際的視野、国際貢献への参画意欲の醸成を進めるために、身近な地域での交流を図ります。

現状と課題

和光市に在住する外国人の数は、平成 17 年 10 月 1 日現在 1,327 人（男性 647 人、女性 680 人）です。平成 12 年と比較して 322 人増加しています。今後も外国籍市民の増加が見込まれることから、外国人を対象とした相談窓口の充実や支援が求められています。

また、男女共同参画社会の実現を**目指す**取り組みが、世界的に主要な課題として取り組まれているという事実や、国際社会における日本の状況が広く理解されることは、男女共同参画社会の実現の重要性がより深く認識されることにつながるため、引き続き情報の発信を進めていく必要があります。

関連データ

日本は、「平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、一人当たり国民所得」で算出される HDI では世界で 9 位、同指標にジェンダーの不平等を調整した結果の GDI では 12 位であるが、「国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得」を用いて算出する GEM では 38 位に後退してしまいます。これは、日本では女性の政治参加や意思決定の場への参画がとりわけ遅れていることを示しています。

資料：平成 17 年度男女共同参画白書（内閣府）

① HDI (人権開発指数)		② GDI (ジェンダー開発指数)		③ GEM (ジェンダーエンパワーメント指数)	
順位	国名	順位	国名	順位	国名
1	ノルウェー	1	ノルウェー	1	ノルウェー
2	スウェーデン	2	スウェーデン	2	スウェーデン
3	オーストラリア	3	オーストラリア	3	デンマーク
4	カナダ	4	カナダ	4	フィンランド
5	オランダ	5	オランダ	5	オランダ
6	ヘルギー	6	アイスランド	6	アイスランド
7	アイスランド	7	ヘルギー	7	ヘルギー
8	韓国	8	韓国	8	オーストラリア
9	日本	9	韓国	9	ドイツ
10	アイスランド	10	フィンランド	10	カナダ
11	スイス	11	スイス	11	ニュージーランド
12	韓国	12	日本	12	スイス
13	フィンランド	13	デンマーク	13	オーストラリア
14	オーストラリア	14	アイスランド	14	韓国
15	ルクセンブルグ	15	フランス	15	スウェーデン
16	フランス	16	ルクセンブルグ	16	アイスランド
17	デンマーク	17	オーストラリア	17	ドイツ
18	ニュージーランド	18	ニュージーランド	18	韓国
19	ドイツ	19	ドイツ	19	スウェーデン
20	スウェーデン	20	スウェーデン	20	シンガポール
21	イタリヤ	21	イタリヤ	21	アイスランド
22	イスラエル	22	イスラエル	22	アイスランド
23	香港(中国)	23	香港(中国)	23	アイスランド
24	オランダ	24	オランダ	24	アイスランド
25	シンガポール	25	シンガポール	25	アイスランド
26	シンガポール	26	シンガポール	26	アイスランド
27	アイスランド	27	アイスランド	27	アイスランド
28	韓国	28	韓国	28	アイスランド
29	アイスランド	29	韓国	29	アイスランド
30	アイスランド	30	アイスランド	30	アイスランド
31	アイスランド	31	アイスランド	31	アイスランド
32	アイスランド	32	アイスランド	32	アイスランド
33	アイスランド	33	アイスランド	33	アイスランド
34	アイスランド	34	アイスランド	34	アイスランド
35	アイスランド	35	アイスランド	35	アイスランド
36	アイスランド	36	アイスランド	36	アイスランド
37	アイスランド	37	アイスランド	37	アイスランド
38	アイスランド	38	アイスランド	38	アイスランド
39	アイスランド	39	アイスランド	39	アイスランド
40	アイスランド	40	アイスランド	40	アイスランド
41	アイスランド	41	アイスランド	41	アイスランド
42	アイスランド	42	アイスランド	42	アイスランド
43	アイスランド	43	アイスランド	43	アイスランド
44	アイスランド	44	アイスランド	44	アイスランド
45	アイスランド	45	アイスランド	45	アイスランド
46	アイスランド	46	アイスランド	46	アイスランド
47	アイスランド	47	アイスランド	47	アイスランド
48	アイスランド	48	アイスランド	48	アイスランド
49	アイスランド	49	アイスランド	49	アイスランド
50	アイスランド	50	アイスランド	50	アイスランド

指標

『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を知っている人の割合』

(和光市男女共同参画市民意識調査による把握)

18.0%(現状値) 50%(目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
地域における国際交流の推進	和光市国際化推進計画と連携し、国際的な視野と国際社会への参画意欲の醸成を図ります。	国際化推進懇話会、 <u>国際ネットワーク</u> など、国際交流団体への支援	政策課	新規
		市民による国際交流の推進	政策課	継続
		地域子ども教室における学習・交流機会の提供	各公民館 生涯学習課	新規
		<u>小・中学校・高等学校</u> における国際交流の推進	学校教育課	継続
国際的課題への理解・協力活動の支援	経済のグローバル化にともなう国際社会の課題や女性の能力活用における世界の中での日本の状況に対する理解を深め、市民の国際協力への取り組みを推進します。	国際的課題の理解の促進と国際協力活動への支援	政策課	新規
		国内外の情報収集と提供	政策課	拡充
在住外国人への支援	在住外国人に対して、生活情報の提供や相談への対応に努めます。	広報紙、ホームページ等における英語及びわかりやすい日本語による情報提供の充実	政策課 市政情報課 各関係課等	継続
		各種相談支援、国際交流推進員による対応等、市民生活上の相談機能の充実	政策課 地域振興課	拡充
		母子保健等在住外国人の保健対策の充実	保健センター こども福祉課	継続
		DV・セクハラ被害への対応	政策課	新規

用語解説

国際社会「平等・開発・平和」

1995年9月に開催された第4回世界女性会議において、「全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進すること」が北京宣言として決意された。国際社会の一員として、和光市においても国際社会の「平等・開発・平和」の実現に寄与することが求められている。

HDI

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数のこと。

GEM

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数のこと。



(4) 男女共同参画推進体制の整備

基本方針

市は、男女共同参画社会の実現するために、全庁的な取り組み体制を整備するとともに、市民や事業者と連携して計画を進めます。

また、計画の実効性を高めるために、和光市男女共同参画推進審議会及び男女共同参画庁内連絡会議等と連携しながら、計画の進捗管理と男女共同参画に関する現状やニーズの把握を行います。加えて男女共同参画を推進するための活動の場の整備に努めます。

現状と課題

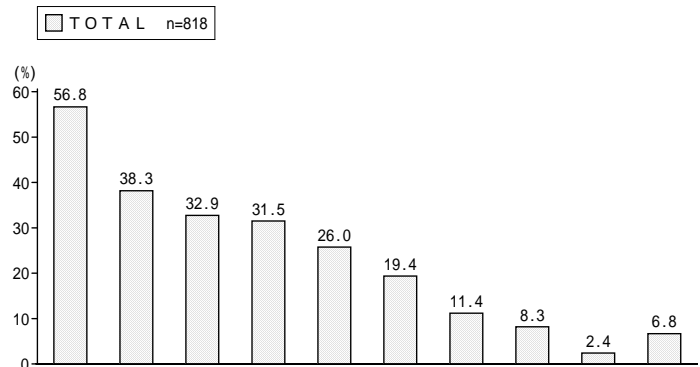
これまで、「和光市男女共同参画審議会」や、「和光市男女共同参画庁内連絡会議」、「男女共同参画わこうプラン推進委員」、「みんなでわこう男女共同参画ネットワーク」など、男女共同参画を推進するための体制づくりを進めてきましたが、今後は、和光市男女共同参画推進条例に基づいて、より一層の体制の強化を図るとともに、各職員一人ひとりの男女平等意識の醸成を高めます。

また、計画が総合的・効率的に実行されているかを把握するために、計画に定めた目標に対する進捗状況を定期的に把握し、計画の途中においても必要に応じて検討します。

関連データ

男女共同参画推進のために進めるべき施策について、「子育て支援の充実」「高齢者施策の充実」等、さまざまな分野に対する施策が求められています。

男女共同参画推進のために重点的に進めたいと思う施策（3つまで回答）



F 1 性別	n	5	6	4	1	2	3	7	8	9	10
		子育て支援の充実	高齢者施策の充実	就労の場における男女共同参画の推進	学校の教育における男女共同参画の推進	男女共同参画の意識啓発の充実	共同参画の立案・決定への男女政策等の推進	配偶者や恋人等による暴力の根絶	男女共同参画に関する拠点施設の設置	その他	無回答
0 TOTAL	818	56.8	38.3	32.9	31.5	26.0	19.4	11.4	8.3	2.4	6.8
1 女性	455	59.8	40.4	35.8	33.2	24.0	18.5	11.0	5.7	2.2	6.4
2 男性	350	53.7	34.9	28.9	29.7	29.1	19.7	11.7	11.7	2.9	7.4

資料：和光市男女共同参画市民意識調査（平成 17 年度）

指標

『和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合』

(和光市男女共同参画市民意識調査より把握)

14.4%(現状値) 50%(目標値)

施策	施策の内容	主な取り組み	担当課等	区分
市民・事業者等とのパートナーシップによる計画の推進	国・県・NPOとの連携のみならず、市民及び事業者とが連携しながら、男女共同参画の推進に関する取り組みを支援します。また、市民・事業者等とともに「男女共同参画情報紙 おるご~る」の編集・発行による情報提供の充実に努めます。	国・県・NPO等関係機関との連携促進	政策課 地域振興課	継続
		男女共同参画推進審議会、男女共同参画わこうプラン推進委員、みんなで男女共同参画ネットワークとの連携の促進	政策課	継続
		男女共同参画推進審議会、男女共同参画わこうプラン推進委員、みんなで男女共同参画ネットワーク等市民・事業者等との協働による情報の収集・発信体制の強化	政策課	拡充
		国が実施している「男女共同参画推進月間」時における男女共同参画意識の普及啓発	政策課 各関係課等	新規
庁内における男女共同参画推進体制の強化	全庁的に男女共同参画を推進し、男女共同参画の視点から全施策の実施し、施策の進捗状況を定期的に把握するとともに、男女共同参画庁内連絡会議を充実させていきます。また、職員の男女平等意識の醸成に努め、研修機会の充実を図ります。	男女共同参画庁内連絡会議の充実	政策課	拡充
		男女共同参画職員研修の機会の充実	政策課 職員課	拡充
男女共同参画にかかる現状の分析・計画の進行管理	調査等を通じて、男女平等に関する意識・実態の把握に努めます。また、男女共同参画わこうプランの実施状況等の把握と進行管理を行います。	ジェンダー統計の検討・収集・意識調査等の実施と研究の推進	政策課	新規
		施策評価の実施と結果の公表	政策課	新規
男女共同参画を推進するための活動の場の整備	男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境整備や男女共同参画推進するための拠点の場の整備に努めます。	男女共同参画に関わる情報収集・発信、拠点の場の充実	政策課 各関係課等	新規

用語解説

ジェンダー統計
男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。